

# 富士吉田市勤労者共済会個人情報保護規程

## (目的)

第1条 この規定は富士吉田市勤労者共済会(以下「共済会」という)が有する個人情報につき、適正な保護及び管理を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規定において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて特定の個人が識別できるもので、共済会が管理する文面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等に記録されるもの、もしくは記録されたものをさす。

## (共済会の責務)

第3条 共済会はこの規定の目的を達成する為、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

## (個人情報保護管理者)

第4条 会長は個人情報保護管理者を任命し、共済会における個人情報の管理業務を行なわせるものとする。

## (苦情及び相談)

第5条 共済会は個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があつたときは、迅速かつ適切に処理するよう努力するものとする。

## (取得の原則)

第6条 個人情報の取得は利用限度を特定して明確に定め、その目的の達成の為に必要な限度においてのみ行なうものとする。  
2 個人情報の取得は適法かつ公正な方法により行なうものとする。

## (特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第7条 次の各号に挙げる特定の機微な個人情報取得してはならない。  
1 思想、信条及び宗教に関する事項  
2 人種、民族に関する事項  
3 犯罪に関する事項  
4 前3号に挙げるもののほか、特に社会的差別の原因となる事項

## (取得の手續)

第8条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

## (収集の制限)

第9条 共済会は個人情報を取得するときは、取得目的を明らかにして本人から直接収集しなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは本人以外のものから個人情報を収集することができる。  
(1) 本人の同意があるとき  
(2) 法令等の定めがあるとき  
(3) 出版、報道等により公にされているとき  
(4) 個人の生命、健康、身体又は財産保護の為、緊急やむを得ないと認められるとき  
(5) 前4号に挙げるもののほか、公益上必要があると共済会が認めるとき

## (個人情報の利用の原則)

第10条 個人情報は利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

## (個人情報の目的外利用の制限)

第11条 共済会は個人情報を取得した目的の範囲を越えて利用し、又は共済会以外の者に提供してはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。  
(1) 本人の同意があるとき  
(2) 法令等の定めがあるとき  
(3) 個人の生命、健康、身体又は財産保護の為、緊急やむを得ないと認められるとき  
(4) 前3号に挙げるもののほか、公益上必要があると共済会が認めるとき

(個人情報取扱い等の委託)

- 第12条 共済会は個人情報取扱事務の処理を共済会以外の者に委託するときは、個人情報保護について必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の委託を受けた者は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、その委託業務に関して得た個人情報を漏洩してはならない。

(個人情報の第三者提供の原則)

- 第13条 個人情報は事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の管理の原則)

- 第14条 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲

(個人情報の適正管理)

- 第15条 個人情報保護管理者は個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄及び漏洩等)に対して必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

(自己の個人情報に関する本人の権利)

- 第16条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、本人であることを確認した上でこれに応じるものとする。
- 2 前項に基づき開示の結果、誤った情報がありこれについて本人から訂正又は削除を求められた場合は、原則としてこれに応じることとし、訂正又は削除を行った場合は可能な範囲内で当該本人に対して通知を行なうものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

- 第17条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし法令に基づく場合はこの限りではない。

(消去・廃棄の手続き)

- 第18条 個人情報の消去及び廃棄は具体的な権限を与えられた者のみが、外部流失などの危険を防止する為に必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

- 附則 この規約は平成17年4月1日より施行する。

## 富士吉田市勤労者共済会

富士吉田市下吉田1842  
富士吉田市立産業会館2F  
(都市産業部商工振興課内)  
tel/fax 0555-22-7017  
e-mail kinrousy@mfi.or.jp  
URL <http://mfi.co.jp/kinrousy>